

## 市立井田病院の災害拠点病院への早急な指定を求める意見書

国は、災害時における初期救急医療体制の充実強化を図ることを目的として、都道府県に対し、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、災害時には重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、医療救護活動において中心的な役割を担うものを災害拠点病院として指定することを求めており、本年4月1日時点において全国で755の病院が災害拠点病院として指定されている。

しかしながら、災害拠点病院の指定要件においては、東日本大震災を契機として病院機能の維持に必要な全ての施設の耐震化について明記されたのに対し、洪水・内水や道路冠水による病院へのアクセス支障への対策については明記されておらず、ハザードマップを参考とした自家発電機等の設置場所の検討を求めるにとどまっている。

本市内で指定されている6箇所の災害拠点病院のうち、5箇所の災害拠点病院が洪水浸水想定区域内に立地しており、昨今の豪雨や台風等による災害の激甚化を鑑みると、浸水等の災害時に地域や近隣病院の拠点となるべき本来の役割を果たせないおそれがあり、とりわけ、川崎南部保健医療圏においては、3箇所全ての災害拠点病院が洪水浸水想定区域内に立地しているため、地域医療が機能不全に陥ることが想定される。

一方、川崎南部保健医療圏に属する市立井田病院は、高台に立地しているため水害に強く、また、災害拠点病院に準ずる設備・機能を有しており、今後の浸水等の災害時における医療救護活動への貢献に期待が高まっている。

よって、県におかれては、災害時の救急医療体制の更なる充実強化を図るため、洪水浸水想定区域外に立地する市立井田病院を災害拠点病院に指定されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月12日

議会議長名

神奈川県知事 宛て